

3 医師確保対策について

医師数の増加により国の医師需給推計によると、全国的には2028年頃に医師数が約35万人で均衡するとされている。

このため、国の「医療従事者の需給に関する検討会」では、2022年度(平成34年度)以降の医師養成数については、将来的な医学部定員の減員に向けて、医師養成数の方針等について見直していくべきとされたところである。

しかしながら、医師が増加し、仮に、国全体では医師数が満たされたとしても、地域偏在が解消されなければ、医師不足地域の状況は変わらない。

については、医師不足と地域偏在をともに解消し、全ての住民が安心・安全な医療を受けられる体制の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 医師の不足に対処するため、医師不足が顕著な地域を優先し、医学部新設等に関する規制緩和や既設医学部の大幅定員増を可能とすること。

なお、医学部新設にあたっては、医師偏在を助長することがないよう、設置者に対し適切な指導を行うこと。

2 地域枠による医学部臨時定員増の措置に関しては、地域の実状に応じて、2022年度以降も継続するとともに、地域医療介護総合確保基金による支援を継続し、都道府県に十分な財政措置を講ずること。